

資料4

審査委員会設置要領

【資料4-1】

令和7年度電波媒体クロスメディア推進事業業務委託企画提案競技審査委員会設置要領

(設置及び所掌事務)

第1条 令和7年度電波媒体クロスメディア推進事業業務委託に関する企画提案競技（以下「企画提案競技」という。）の審査及び受託候補者を選定するため、令和7年度電波媒体クロスメディア推進事業業務委託企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査委員会は、次の委員3名をもって構成する。

- (1) 秋田県総務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）
- (2) 秋田県職員以外の有識者（以下「外部有識者」という。）
- (3) 上記(2)以外で広報広聴課長が指名する者
 - 2 外部有識者については、広報広聴課長が指名する。

(運営)

第3条 審査委員会には委員長を置き、委員長は広報広聴課長が務める。

- 2 委員長は会務を総括し、審査委員会を代表する。
- 3 審査委員会の庶務は秋田県総務部広報広聴課において処理する。

(会議)

第4条 審査委員会の招集は、広報広聴課長が行う。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 3 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。なお、各委員の指名により代理出席を認める。
- 4 審査委員会は、非公開とする。
- 5 委員長は必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査の実施方法及び基準)

第5条 審査は、企画提案書及び見本作品によるプレゼンテーションにより実施する。

- 2 審査は別に定める審査基準に基づき評価し、企画提案競技に参加した者の中から受託候補者1名を選定する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年1月10日から施行する。